

桜が丘地区地区計画の届出について

<届出が必要な行為>

1. 建築物の建築、工作物の建設および用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 建築物または工作物の形態および意匠の変更

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前（建築確認申請の前）までにお願いします。

<届出の方法>

- ・原則電子申請（「e-KOBE：神戸市スマート申請システム」）でお願いします。

ポータル：<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ①ポータルから手続き一覧（事業者向け）又は手続き一覧（個人向け）から「地区計画」で検索してください。（e-KOBE を初めて利用する際には登録が必要です）
- ②検索結果の中の「地区計画の区域内における行為の届出（まち再生推進課）」から手続きを進めてください。

- ・地区計画に関する詳細は神戸市 HP で確認ください。

▶神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)

HP トップページの上部に配置しています『検索』から、キーワード「地区計画」を入力してサイトを指定してください。

<届出に必要な書類等>

1 図面	<ul style="list-style-type: none">・建築物または工作物の新築、増築、改築、用途の変更・建物または工作物の形態および意匠の変更	<ul style="list-style-type: none">①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図（2面以上）⑤外構図 ⑥敷地求積図
	<ul style="list-style-type: none">・土地の区画形質または用途の変更	<ul style="list-style-type: none">①位置図 ②区域図（当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの ③設計図（施工図）
2 現況写真		
備考	電子申請の場合は「行為の届出・変更届出書」の紙面は作成不要（申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したこととみなします）	

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が地区計画に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を交付します。
- ・建築確認申請には、地区計画の「適合通知書」を取得済みである必要があります。

<届出手続きの流れ（参考）>

